

入札監理小委員会における審議の結果報告

中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務 並びに施設の運営等業務

標記の業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から民間競争入札を実施することとされている。（裏面参照）

当該業務について、平成 26 年度以降の民間競争入札に関する考え方及び実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 中小企業大学校の平成 26 年度以降の民間競争入札に関する考え方について

【論点及び対応】

中小企業基盤整備機構の考え方（資料 1 - 4）を聴取した上で、機構が再び研修企画及び受講者募集を実施することは妥当か、次期実施要項案において適切な措置がとられているか等、主な論点と対応等について整理した。（資料 1 - 3）

更に、官民競争入札等監理委員会における機構の説明と議論を踏まえ、考え方を概念図としてまとめた。（資料 1 - 2）

2. 実施要項（案）について

（1）落札者決定の評価基準について

【論点】

相対評価から絶対評価への変更は適切である。評価点において、「企画内容がやや劣っている」「企画内容が劣っている」場合、各々 2 点、1 点を付与することとなっているが、標準より劣っているのであれば、点を付与する必要はないのではないか。

【対応】

上記 2 項目を「企画内容から判断して効果が期待できない」という 1 項目にまとめ、この場合においては 0 点とすることとした。結果、5 段階評価が 4 段階評価に変更となった。（実施要項（案）16 頁）

（2）パブリックコメントを踏まえた修正について

【論点】

提出された意見（40 件）を踏まえ、必要な見直しが行われているか。

【対応】

○民間事業者が実施した創意工夫を他の大学校及び受託事業者と共有することについて、「民間事業者と協議の上」行うことを追記。（実施要項（案）7 頁）

○研修の実施回数等の変更により、見積金額に合理的な変動が生じた場合に、委託費を変更することができることについて、民間事業者のリスクを踏まえ、その変動の割合を「100 分の 5 を超える場合」から「100 分の 3 を超える場合」に見直し。（実施要項（案）7 頁）

○光熱水費について、単価上昇の傾向を踏まえ、「契約単価の 100 分の 3 を超えて民間事業者に増加費用の発生が認められた場合は、その増加分を機構が負担する」ことを追記。(実施要項(案)10 頁)

以上

【参考】

公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

事項名	措置の内容等
ケ（独）中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務	（独）中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修（中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。）及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」における企業向け研修及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、<u>研修企画等に係るものを除いた業務並びに施設の管理・運営業務</u> 【入札等の実施予定時期】 平成 25 年 9 月を目途に入札公告し、平成 26 年 4 月から落札者による事業を実施 ただし、東京校は、26 年度以降の事業実施場所が確定後、平成 26 年度までに入札公告し、落札者による事業を実施 【契約期間】 平成 25 年 12 月から 3 年以上の複数年 ただし、東京校は、事業実施時期から 3 年以上の複数年 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「旭川校」（北海道）、「仙台校」（宮城県）、「東京校」（東京都）、「三条校」（新潟県）、「瀬戸校」（愛知県）、「関西校」（兵庫県）、「広島校」（広島県）、「直方校」（福岡県）、「人吉校」（熊本県）の 9 か所